

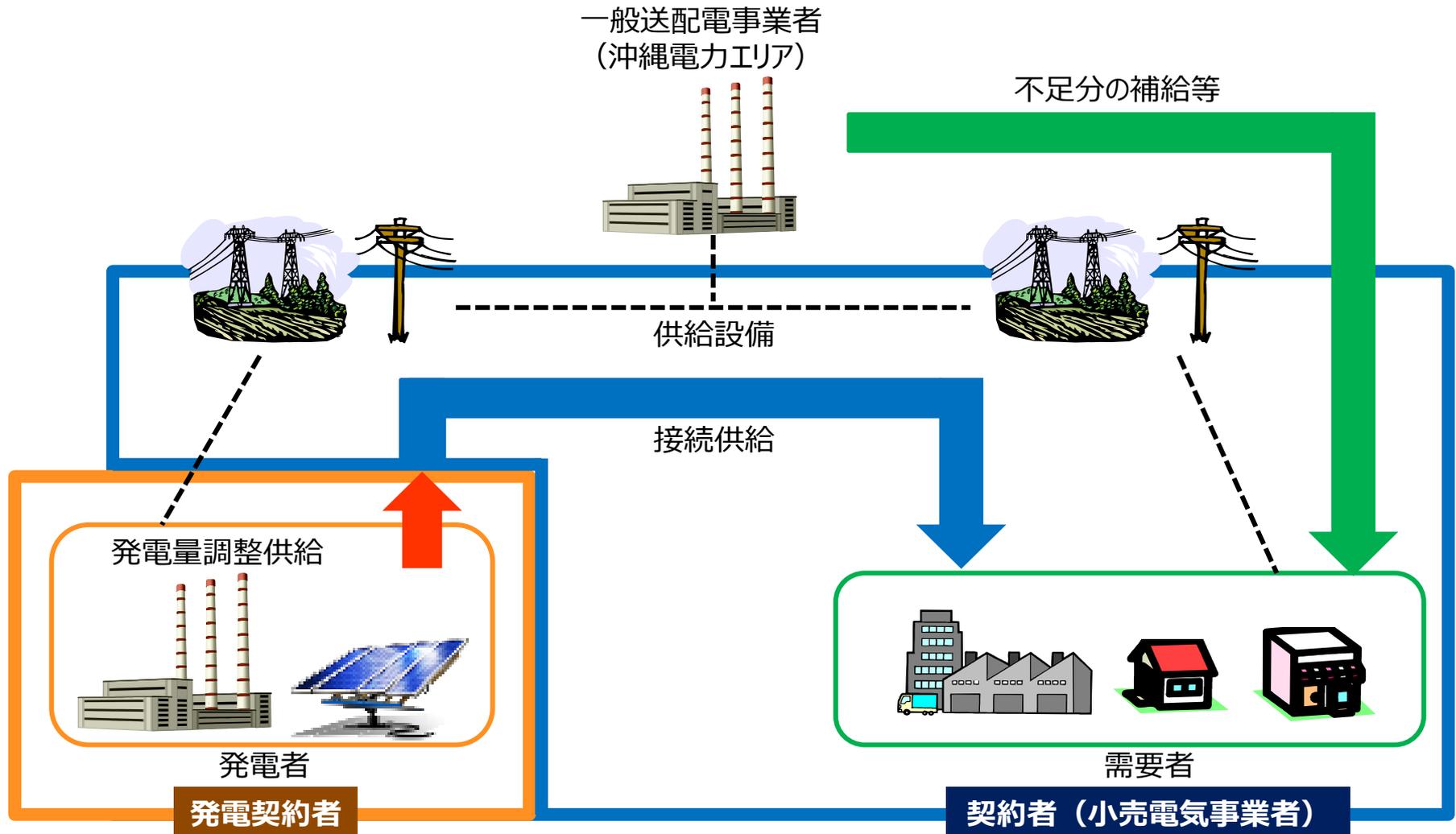
# 託送供給等の概要について

平成29年3月  
沖縄電力株式会社

本資料は「託送供給等」の概要について掲載したものであり、その詳細については、「託送供給等約款」および「系統連系技術要件」によります。

# 1. 接続供給（イメージ図）

- 接続供給とは、当社が契約者から受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所以外の当社の供給区域内の場所において、契約者の小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を契約者に供給することをいいます。

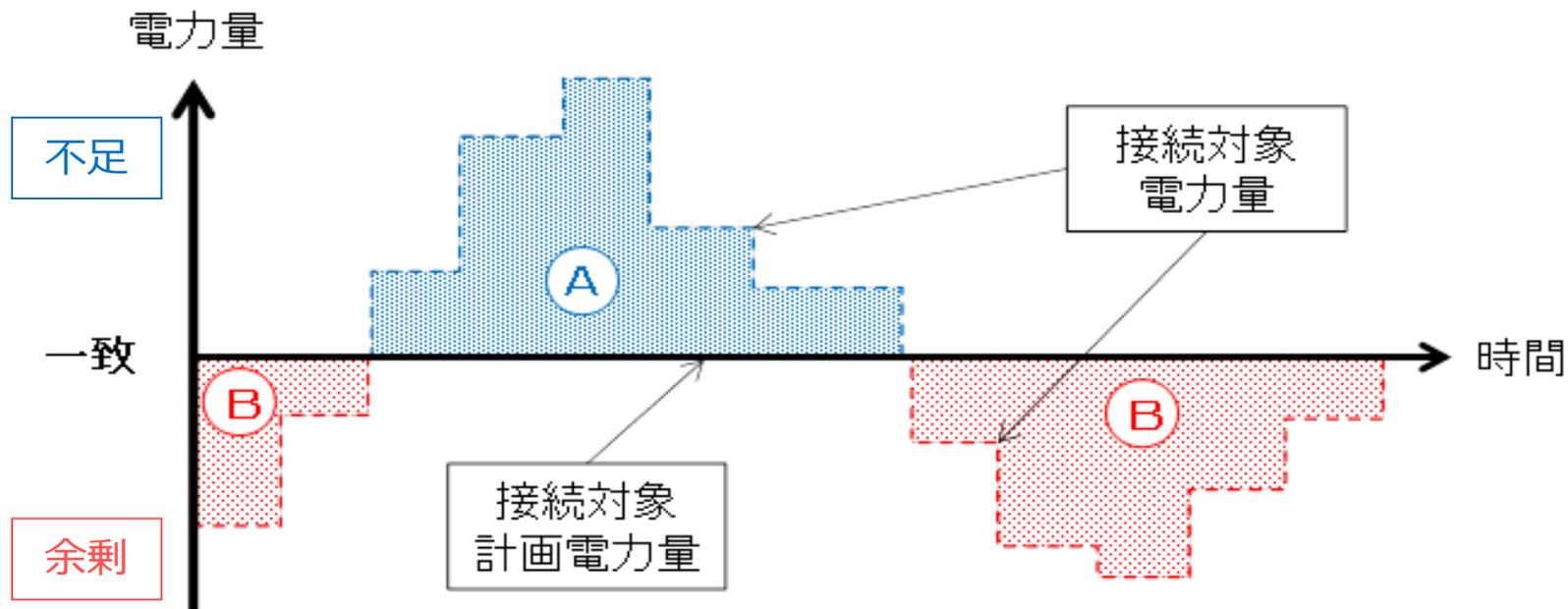


# 1. 接続供給（料金）

- 接続供給に係る料金は、接続送電サービス等の日程等別料金と、下記の式により得られる料金の1月の合計金額といたします。なお、接続対象計画差対応補給電力料金および接続対象計画差対応余剰電力料金はそれぞれに算定いたします。

接続対象計画差対応補給電力料金 =  $A \times$  接続対象計画差対応補給電力料金単価（※1）

接続対象計画差対応余剰電力料金 =  $B \times$  接続対象計画差対応余剰電力料金単価（※1）



（※1） 託送供給等約款料金算定規則第27条に基づきインバランス料金（※2）として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額をいいます。

（※2） 日本卸電力取引所の市場価格に連動した30分毎の料金単価で以下の式で算定します。

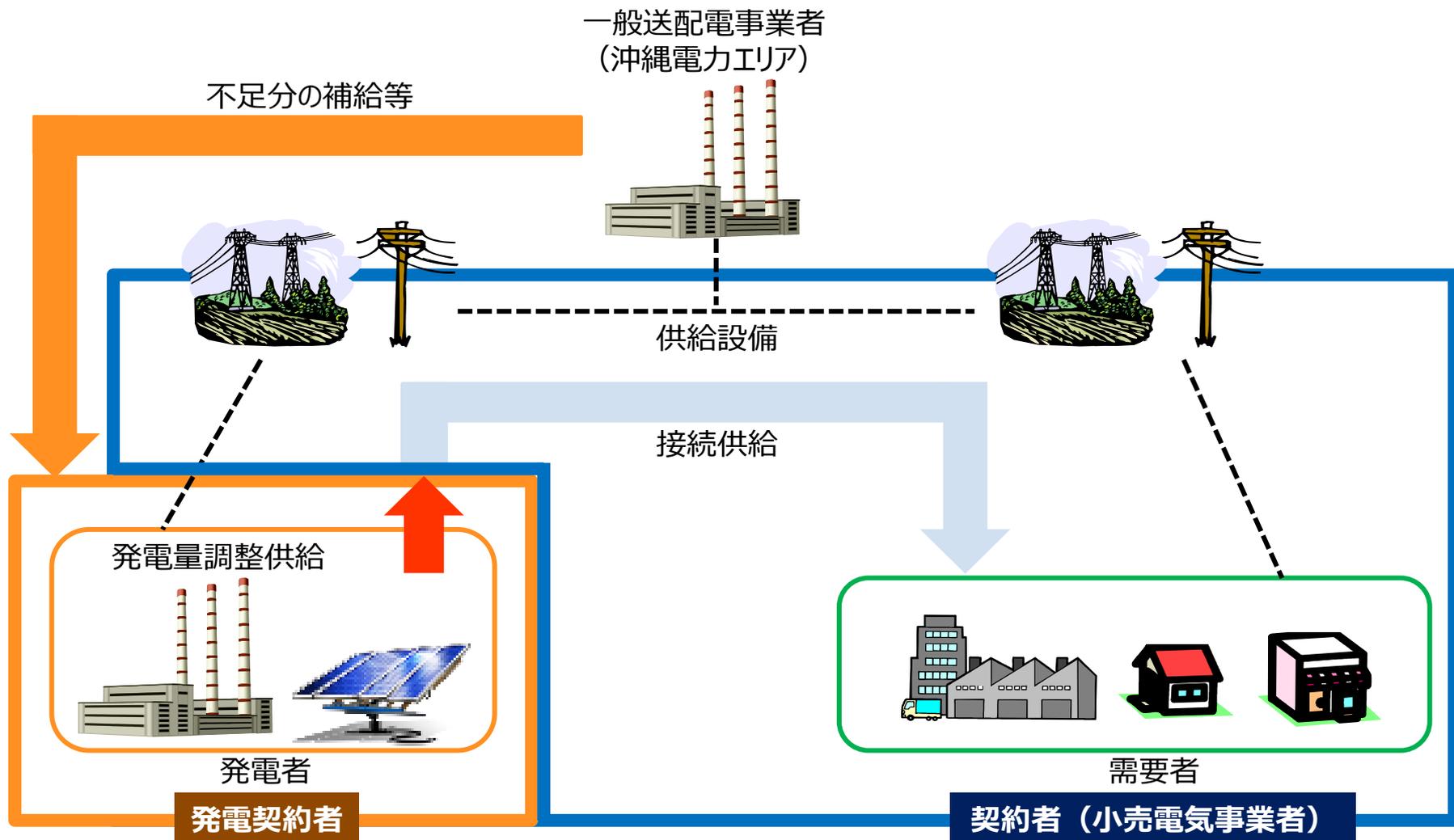
インバランス料金単価 = スポット市場と1時間前市場価格の加重平均値  $\times a + \beta$

$a$  = 全国大での系統全体におけるインバランスの発生状況に応じた調整項  
（全国大で不足の場合： $a > 1$ ．全国大で余剰の場合： $0 < a < 1$ ）

$\beta$  = 各地域の需給調整コストの年平均の水準差を反映する調整項

## 2. 発電量調整供給（イメージ図）

- 発電量調整供給とは、当社が発電契約者から、当社が行なう託送供給に係る小売電気事業、特定送配電事業または自己等への電気の供給の用に供するための電気を受電し、当社が維持および運用する供給設備を介して、同時に、その受電した場所において、発電契約者に、発電契約者があらかじめ当社に申し出た量の電気を供給することをいいます。

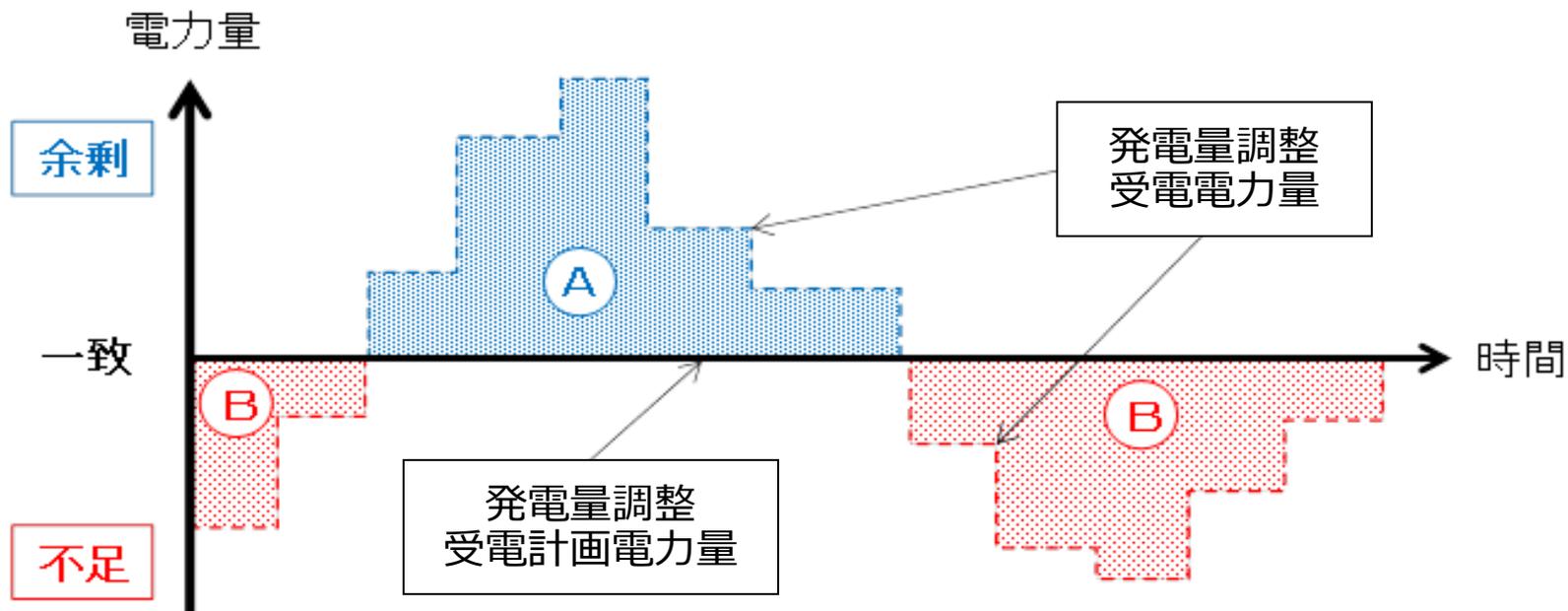


## 2. 発電量調整供給（料金）

- 発電量調整供給に係る料金は、下記の式により得られる料金の1月の合計金額といたします。なお、発電量調整受電計画差対応補給電力料金および発電量調整受電計画差対応余剰電力料金はそれぞれに算定いたします。

発電量調整受電計画差対応補給電力料金 =  $A \times$  発電量調整受電計画差対応補給電力料金単価（※1）

発電量調整受電計画差対応余剰電力料金 =  $B \times$  発電量調整受電計画差対応余剰電力料金単価（※1）



（※1） 託送供給等約款料金算定規則第27条に基づきインバランス料金（※2）として算定される金額に消費税等相当額を加えた金額をいいます。

（※2） 日本卸電力取引所の市場価格に連動した30分毎の料金単価で以下の式で算定します。

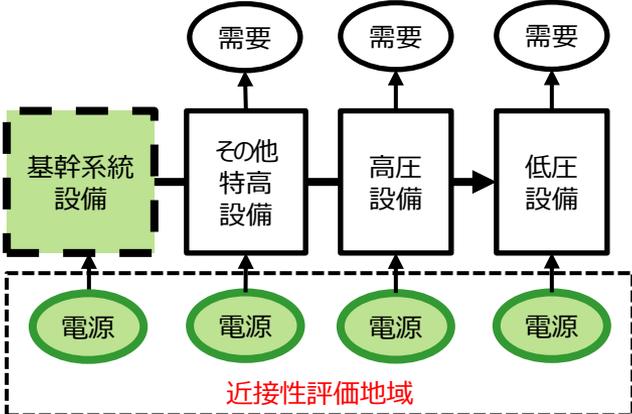
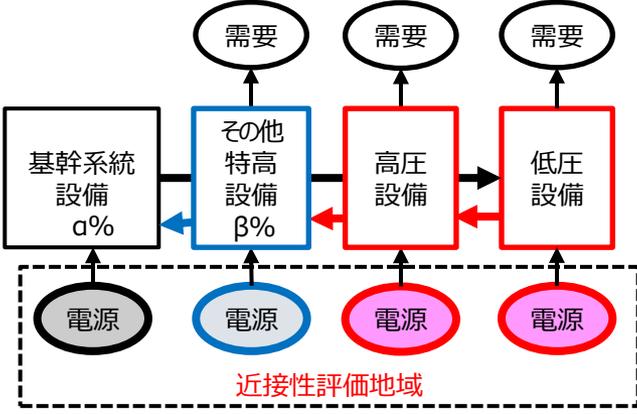
インバランス料金単価 = スポット市場と1時間前市場価格の加重平均値  $\times a + \beta$

$a$  = 全国大での系統全体におけるインバランスの発生状況に応じた調整項  
（全国大で不足の場合： $a > 1$ ．全国大で余剰の場合： $0 < a < 1$ ）

$\beta$  = 各地域の需給調整コストの年平均の水準差を反映する調整項

# 3. 近接性評価割引 (1/2)

- 近接性評価割引については、以下の評価に基づき、割引単価および割引対象地域を設定しております。

投資抑制に係る評価	ロス低減に係る評価
<p>評価地域の電源に係る電気を受電し、接続供給を利用することにより、基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることを評価し、基幹系統に係る減価償却費相当分を割引いたします。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹系統に係る減価償却等相当をkW価値で補正し割引</li> </ul> <p>・基幹系統に連系する電源は、特高に連系する電源の半分を評価。</p>	<p>評価地域の電源に係る電気を受電し、接続供給を利用することにより、基幹系統を通じて需要者に電気をお届けするまでの追加的に発電を求めているロス分について不要とみなし、上位系統のロス分に係る電氣的価値を割引いたします。</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別高圧に連系する電源はa%のロス率を割引 (基幹系統に連系している電源を除く)</li> <li>・高圧および低圧に連系する電源は (a + β) %のロス率を割引</li> </ul>

## 【近接性評価割引】

(円)

	単位	割引単価 (消費税等相当額含む)	
		新単価	現行単価
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1 kWh	0.43	特別高圧 0.14
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ60,000V以下の場合	1 kWh	0.35	
受電電圧が標準電圧60,000Vをこえる場合	1 kWh	0.17	

## ◆近接性評価対象地域

都道府県	市町村
沖縄県	那覇市 宜野湾市 浦添市 糸満市 沖縄市 豊見城市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 宜野湾市 西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町



# 4. バランシンググループ (1/2)

- バランシンググループ (以下, BG) とは, 複数の事業者が集まり, インバランスの精算を合算して算定する対象となる単位のことをいいます。

・小売電気事業者のBG = 「需要BG」 ・発電者のBG = 「発電BG」

### 【需要BGの例】

- ✓ 1つの接続供給契約 = 1つの需要BG =  $\Sigma$  1つまたは複数の小売電気事業者
- ✓ BGは, 供給区域内で構成
- ✓ 接続供給契約 (需要BG) 単位で各種計画を提出

### 【発電BGの例】

- ✓ 1つの発電量調整供給契約 = 1つまたは複数のBG =  $\Sigma$  1つまたは複数の発電所
- ✓ BGは, 供給区域内で構成
- ✓ 発電BGには複数の発電者, 発電所 (発電機) を含むことが可能 (調整用発電所は単独で発電BGを構成)
- ✓ 1つの発電所が複数のBGに属することも可能
- ✓ 発電契約者 (この場合 発電者A) が供給区域の一般送配電事業者と「発電量調整供給契約」を締結 (複数の発電BGを束ねることが可能)
- ✓ 発電契約単位で各種計画を提出
- ✓ 発電計画と発電実績の差分電力量 (インバランス) は, BG単位で算定



# 4. バランシンググループ (2/2)

- 必要とされる発電BG区分は以下のとおりです。

		FITインバランス特例制度						特例制度外
		特例制度①		特例制度②		特例制度③		
		変動電源 (太陽光・風力)	非変動電源 (水力・地熱・バイオマス)	変動電源 (太陽光・風力)	非変動電源 (水力・地熱・バイオマス)	変動電源 (太陽光・風力)	非変動電源 (水力・地熱・バイオマス)	
FIT 小売買取	激変 緩和措置	BG 1	BG 2	BG 3		-		BG 4
	市場価格	BG 5	BG 6	BG 7		-		BG 8
FIT 送配電買取	市場価格	BG 9	BG10	BG11	BG12	BG13	BG14	BG15
非FIT		-						BG16